

南会津企業情報発信プラットフォーム構築事業業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者（ ）に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

南会津企業情報発信プラットフォーム構築事業

3 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務の目的

南会津地域の企業情報を発信するプラットフォームを構築し、企業の情報発信の基盤を整えると共に、管内町村、学校や求職者など就職や企業間の連携を支援することで、安定した雇用や新たな産業の創出を図る。

5 委託料の上限

2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

6 業務の概要

- (1) Webサイトの構築
- (2) 制作物（ロゴ、バナー等）の作成
- (3) 企業情報の更新
- (4) 企業情報の掲載に係るソフトウェア（ツール）の導入
- (5) 情報収集・発信に係る資料の作成
- (6) 操作マニュアルの作成（または、研修会の実施等）
- (7) その他「4業務の目的」を達成するために必要な事項

7 全体方針

- (1) Webサイトは、主に高校生とその保護者、高校教師等が利用することを想定したデザインとすること。
- (2) 簡潔で分かりやすい構成、レイアウトとすること。
- (3) Webサイトの構成や付随する制作物のデザイン等、作成後に変更が困難な事項については、委託者との協議により決定すること。

(4) 掲載情報の追加、更新を県担当職員が行えるよう、配慮した設計とすること。

8 システム要件

(1) サーバー等

福島県の保有するサーバーを使用することとし、CMSを導入しない想定
のWebサイトを作成すること。

(2) 対応プラットフォーム

本サイトが対応するブラウザの範囲については、以下のものを基本とし、
「7, (1)」で想定する利用者に合わせて適切な範囲を設定すること。

ア パソコン

(ア) google Chrome 最新版

(イ) Safari

(ウ) Microsoft Edge

(エ) Firefox

イ スマートフォン

(ア) Andoid 最新バージョン 以上のプリインストールブラウザ

(イ) iOS 最新バージョン 以上のプリインストールブラウザ

(3) クライアント環境

インターネットを経由してブラウザのみで利用可能とすることとし、専用ソフト
ウェアのインストールが不要なシステムとすること。

9 業務内容

南会津地域の企業情報等を発信するプラットフォームの構築にあたり、骨格とな
るWebサイトの制作及び情報掲載までを提案すること。

なお、Webサイトの構築後、県が掲載情報の更新や追加等を行うため、作業のし
やすさ等も考慮し、提案すること。

(1) Webサイトの構築

Webサイトには下記 ア ~ エ に示すページを設けること。

ア トップページ

(ア) 写真やイラスト等を使用し、簡潔で利用しやすいデザインとすること。

(イ) メインビジュアルは、振興局職員が変更できる仕組みとすること。

(ウ) 下記「イ」掲載情報等が表示される「お知らせ」欄を設けること。

イ 企業・就職関連情報掲載ページ

新しい情報が分かりやすいように工夫すること。

ウ 企業情報掲載ページ

- (ア) Web サイトに掲載する企業は、南会津管内の企業のみとする。
- (イ) 企業情報は委託者から受託者へ提供することとし、受託者は提供された全ての企業について個別にページを作成すること。
- なお、作成可能な企業数（ページ数）については、本業務の委託費用の範囲内で、受託者が設定、提案すること。ただし、20社程度とすること。）
- (ウ) 企業毎にページを設け、以下（a）～（g）の項目を掲載する欄を設けること（以下には、最低限の項目を記載しているため、業務の目的を達成するために必要と考えられる項目がある場合には、項目を追加して提案すること）。
- a 企業名
 - b 業種
 - c 所在
 - d 主要商品（サービス内容等）
 - e 募集する人材
 - f 写真
 - g 一言コメント
 - h 会社の連絡先
 - i 会社のURL
- (エ) 企業名やキーワード等により、企業を検索できる機能を設けること。
- (オ) 企業情報を分類し、カテゴリ毎に絞り込みができる機能を設けること。
- (カ) 利用者が目的の企業以外にも目が行くような工夫をすること。

エ 動画掲載ページ

(2) 制作物（ロゴ、バナー等）の作成

制作物のデザインについては、デザイン（案）を作成する等、委託者が校正する機会を設けること。

(3) 企業情報の更新

契約期間中、企業情報の更新が生じた場合には、対応すること。

(4) 企業情報の掲載に係るソフトウェア（ツール）の導入

県担当職員が情報掲載作業を円滑に行えるよう、ソフトウェア等の導入を提案する場合には、導入に係る手続きを行うこと。

導入に係る費用は委託料に含めることとする。なお、ライセンスの購入が必要な場合等には、後年度負担が発生しないことを原則とするが、目的達成に必要な場合はこの限りではない。

(5) 情報収集・発信に係る資料の作成

企業情報の収集にあたり、企業に向けたガイドライン、記載様式を作成すること。

- (6) 操作マニュアルの作成（または、研修会の実施等）
実際に県担当職員が Web サイトの更新作業（主に企業情報の掲載・更新）を行うことができるような内容とすること。
- (7) その他「4 業務の目的」を達成するために必要な事項
受託者は専門的な立場から本業務の委託費用の範囲内で、本業務の目的達成に有効と考えられる提案を積極的に行うこと。

10 成果物・提出書類

(1) 成果物

ア Web サイトデータ

html,css 形式のものを記録媒体に記録して提出。

イ 制作物

Web ページ内の各種コンテンツのデザインに使用した画像の元データ、コンテンツデータをまとめたものを記録媒体に記録して提出。

ウ 操作マニュアル

記録媒体に記録して提出。

(2) 提出書類

ア 契約締結後速やかに提出するもの

- (ア) 委託業務着手届
- (イ) 事業実施概要及び業務行程表（任意様式）
- (ウ) 責任者・担当者一覧（任意様式）
- (エ) 再委託承認申請書

イ 事業完了後

- (ア) 委託業務完了届
- (イ) 収支内訳書（任意様式）

11 事業の進め方

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には遺漏無く行うこと。
- (3) 本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、適宜、県に報告すること。
- (4) 成果品一式の著作権及び所有権は正当な手続きにより仕様又は借用した第三者のものを除き、県に帰属するものとする。

(5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(8) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、県及び受託者が協議して決定するものとする。